

令和3年11月24日

議案参考資料

11月定例会議

常総市

◎議案第 68 号 常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

本案は、市町村の確認を受けて保育・教育を行う特定教育・保育施設及び市町村の確認を受けて家庭的保育事業等を行う特定地域型保育事業の運営に関する基準について、市町村が条例でこれを定める際に従うべき基準又は参酌すべき基準を定める内閣府令の改正を受け、条例で定める基準を内閣府令と同様の内容に改めるものです。

内容といたしましては、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等における諸記録の作成、保存等のうち、書面で行うこととしているものについては、当該事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、書面に代えて、電磁的記録により諸記録の作成、保存等を行うことができることとするものです。

また、保育所等を利用する保護者の利便性向上及び保育所等の業務負担軽減等を図る観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うこととしているもの等についても、書面等に代えて、電磁的記録により対応することができることとするほか、規定中の用語の整合を図る改正を行うものです。

○常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成26年9月17日

条例第17号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第4章 雑則（第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ～(22) 略

(23) 特定地域型保育事業 法~~第43条第3項~~第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(25) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(26) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(27) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(28) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域

型保育をいう。

(29) 特定利用地域型保育 法第 30 条第 1 項第 3 号に規定する特定利用地域型保育をいう。

中略

第 2 節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 5 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第 20 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育又は保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

~~2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。~~

~~(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの~~

~~ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法~~

~~イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）~~

~~(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法~~

~~3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。~~

~~4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。~~

~~5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。~~

~~(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの~~

~~(2) ファイルへの記録の方式~~

~~6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。~~

中略

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

~~2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。~~

中略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型

保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定，特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談，助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて，代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気，休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に，当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては，第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を，当該特定地域型保育の提供の終了に際して，当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設において受け入れて保育を教育・保育を提供すること。

2・3 略

4 市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 市町村長市長が，児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たつて，特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して，当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者の希望に基づき，引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が，著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において，特定地域型保育事業者は，児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち，次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて，市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者行う施設として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設
(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に
規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規
定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地
方公共団体の補助を受けているもの

6～9 略

中略

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学
前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提
供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵
守しなければならない。

2・3 略

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもの
のうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、
正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる
情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）によ
り行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面
等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識
することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理
の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことがで
きる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出につ
いては、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等
の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定
保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記
載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る
電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信
回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用
する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以

下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」

とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

2～5 略

附 則（令和2年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 69 号 常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

本案は、家庭的保育者の居宅等で満 3 歳未満の子どもの保育を行う家庭的保育事業等の運営等の基準について、市町村が条例でこれを定める際に従うべき基準又は参酌すべき基準を定める厚生労働省令の改正を受け、条例で定める基準を厚生労働省令と同様の内容に改めるものです。

内容といたしましては、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等のうち、書面で行うこととしているものについて、書面に代えて、電磁的記録により諸記録の作成、保存等を行うことができることとするほか、規定中の用語の整合を図る改正を行うものです。

○常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月17日

条例第18号

目次

第1章 総則（第1条—第21条）

第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分（第27条）

第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）

第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）

第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）

第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

第6章 雑則（第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。）をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

- (7) 居宅訪問型保育事業 法第 6 条の 3 第 1 1 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

中略

(保育所等との連携)

第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第 1 項，第 14 条第 1 項及び第 2 項，第 15 条第 1 項，第 2 項及び第 5 項，第 16 条，第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 4 項において同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。~~第 3 号~~[以下この条](#)において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。），幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定，保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談，助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて，代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気，休暇等により保育を提供することができない場合に，当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
 - (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては，第 42 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号[及び第 4 項第 1 号](#)において同じ。）を，当該保育の提供の終了に際して，当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- 2 市長は，家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が

著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）
- 5 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を 行う者行う施設 として適切に確保しなければならない。
- (1) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

中略

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、~~第6条第1項~~
本文第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

中略

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる

情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

2・3 略

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、~~第6条第1項本文~~第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5～10 略

附 則（平成28年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第70号 常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

この案は、国民健康保険税の賦課方式について現行の3方式から世帯別平等割額を廃止し、所得割額及び被保険者均等割額の2方式へ変更するとともに、この賦課方式の変更に伴い、国民健康保険税の税率等の見直しを行うほか、法令改正に伴い、被保険者均等割額の減額等に係る改正を行うものです。

まず、改正の概要の1点目といたしまして、常総市国民健康保険税の賦課方式及び税率等を変更するための改正を行うものです。

本市の国民健康保険税は、所得に応じた応能分として「所得割額」を、また、受益に応じた応益分として一人当たりの「被保険者均等割額」及び一世帯当たりの「世帯別平等割額」を合算して算出しております。

今般、茨城県国民健康保険運営方針において、持続可能な国保制度とするため、県内市町村の賦課方式を統一することにより、国が求める将来的な保険料水準の統一に向けた議論の第一歩とするなどの理由により、国民健康保険税の賦課方式を県内統一することが示されました。

本市においても、この方針に基づき、賦課方式を現行の3方式から「世帯別平等割額」を廃止し、「所得割額」及び「被保険者均等割額」による2方式へ変更する改正を行うとともに、この賦課方式の変更に伴い国民健康保険税率等の改正を行うものです。

国民健康保険は、独立採算を原則とする「特別会計」として運営し、保険給付費等の支出は、国庫負担金や市の一般会計からの法定内繰入金及び国民健康保険税等の収入で賄うこととされています。しかし、近年、常総市国民健康保険特別会計においては、赤字が発生した場合、一般会計からの法定外繰入金で補てんするなど厳しい財政状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、常総市国民健康保険特別会計の独立採算を目指す、健全な運営を図るため、次ページの表のとおり税率等を改正するものです。

なお、賦課方式及び税率等の変更については、令和3年度第3回常総市国民健康保険運営協議会において諮問し、了承の答申をいただいていることを申し添えます。

【改正前と改正後の国民健康保険税率等及び改正前後の比較】

			改正前 税率等	改正後 税率等	改正前後の 比較
基礎賦課額 (医療給付分)	応能	所得割額	6.7%	7.02%	0.32%
		均等割額	18,500円	26,600円	8,100円
	応益	平等割額	20,000円	—	△20,000円
後期高齢者 支援金等 賦課額	応能	所得割額	2.25%	2.57%	0.32%
		均等割額	8,000円	16,100円	8,100円
	応益	平等割額	5,000円	—	△5,000円
介護納付金 賦課額	応能	所得割額	1.85%	2.17%	0.32%
		均等割額	9,000円	17,100円	8,100円
	応益	平等割額	5,000円	—	△5,000円

【国民健康保険税額の改正前と改正後の具体例】

この改正前と改正後の税額の具体的な比較といたしまして、次のモデル世帯における世帯構成員の状況を基に、ケース1からケース3に世帯所得（基礎控除後の金額）を設定した上で、改正前と改正後の国民健康保険税額及び改正前後の比較を表にいたしました。

〈モデル世帯〉

	世帯構成員	年齢	職業等
4人家族	世帯主	43歳	事業主
	妻	41歳	専業主婦
	子ども（未就学児）	3歳	保育園児
	子ども（未就学児以外）	10歳	小学生

〈ケース1：世帯所得金額100万円〉 低所得世帯に対する国保税5割減額対象世帯

	改正前	改正後	改正前後の比較
所得割額	108,000円	117,600円	9,600円
均等割額	62,000円	81,150円	19,150円
平等割額	15,000円	—	△15,000円
合算額 (年税額)	185,000円	198,750円	13,750円

〈ケース 2 : 世帯所得金額 300 万円〉

	改正前		改正後	改正前後の比較
所得割額	324,000 円	➡	352,800 円	28,800 円
均等割額	124,000 円		162,300 円	38,300 円
平等割額	30,000 円		—	△30,000 円
合算額 (年税額)	478,000 円		515,100 円	37,100 円

〈ケース 3 : 世帯所得金額 500 万円〉

	改正前		改正後	改正前後の比較
所得割額	540,000 円	➡	588,000 円	48,000 円
均等割額	124,000 円		162,300 円	38,300 円
平等割額	30,000 円		—	△30,000 円
合算額 (年税額)	694,000 円		750,300 円	56,300 円

次に、改正の概要の 2 点目といたしまして、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による国民健康保険税に関する改正規定が令和 4 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額について、2 分の 1 を減額するほか、規定の整備を行うため所要の改正を行うものです。

改正の概要の最後といたしまして、本市の子育て支援に係る独自施策の一環として、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、世帯の総所得金額が 500 万円以下の世帯に属する 18 歳以下の子どもに係る被保険者均等割額について、2 分の 1 を減免する改正を行うものです。

なお、未就学児に係る被保険者均等割額につきましては、先にご説明のとおり法令改正に伴い世帯の所得を問わず、その 2 分の 1 が減額となることから、減免の対象から除くことといたします。

これらの改正は、令和 4 年度分以後の常総市国民健康保険税について適用することとします。

○常総市国民健康保険税条例

ゴシック部は、公布日施行部分

昭和 34 年 6 月 28 日

条例第 13 号

(納税義務者)

第 1 条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして、国民健康保険税を課する。

(課税額)

第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) の規定による国民健康保険事業費納付金 (以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)) の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)) 及び介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。)) の納付に要する費用に充てる部分を除く。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者 (国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。)) につき算定した介護納付金課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに及び被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに及び被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに及び被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に~~100分の6.7~~100分の7.02を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について~~18,500円~~26,600円とする。

~~（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）~~

~~第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。~~

- ~~(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属す~~

~~る被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯—20,000円~~

~~(2) 特定世帯—10,000円~~

~~(3) 特定継続世帯—15,000円~~

第5条 削除

~~（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）~~

第6条 第2条第3項の所得割額は、~~賦課期日の属する年の前年の所得に係る~~基礎控除後の総所得金額等に~~100分の2.25~~100分の2.57を乗じて算定する。

~~（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）~~

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について~~8,000円~~16,100円とする。

~~—（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）—~~

~~第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。~~

~~(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯—5,000円~~

~~(2) 特定世帯—2,500円~~

~~(3) 特定継続世帯—3,750円~~

~~（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）~~

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に~~100分の1.85~~100分の2.17を乗じて算定する。

~~（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）~~

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について~~9,000円~~17,100円とする。

~~—（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）—~~

~~第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,000円と~~

~~する。~~

(賦課期日)

第10条 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(徴収の方法)

第11条 国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

中略

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、~~同条~~その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

中略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から~~ア及びイ~~に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から~~ウ及びエ~~に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）~~並びに同条第4項本文及び同条第4項本文~~の介護納付金課税額から~~オ及びカ~~に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) ~~法第703条の5~~法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に~~法第703条の5~~法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下

この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に~~法第703条の5~~法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について~~12,950円~~18,620円

~~イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額~~

~~(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,000円~~

~~(イ) 特定世帯 7,000円~~

~~(ロ) 特定継続世帯 10,500円~~

~~ウイ~~ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について~~5,600円~~11,270円

~~エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額~~

~~(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円~~

~~(イ) 特定世帯 1,750円~~

~~(ロ) 特定継続世帯 2,625円~~

~~オウ~~ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について~~6,300円~~11,970円

~~カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,500円~~

(2) ~~法第703条の5~~法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健

康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について~~9,250円~~
13,300円

~~イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額~~次に掲げる世帯の区分に応じ、~~それぞれに定める額~~

~~(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,000円~~

~~(イ) 特定世帯 5,000円~~

~~(ロ) 特定継続世帯 7,500円~~

ウイ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について~~4,000円~~
8,050円

~~エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額~~次に掲げる世帯の区分に応じ、~~それぞれに定める額~~

~~(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,500円~~

~~(イ) 特定世帯 1,250円~~

~~(ロ) 特定継続世帯 1,875円~~

オウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について~~4,500円~~
8,550円

~~カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額~~1世帯について~~2,500円~~

- (3) ~~法第703条の5~~法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について~~3,700円~~
5,320円

~~イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額~~次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

~~(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円~~

~~(イ) 特定世帯 2,000円~~

~~(ロ) 特定継続世帯 3,000円~~

~~ウイ~~ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について~~1,600円~~
3,220円

~~エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額~~次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

~~(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円~~

~~(イ) 特定世帯 500円~~

~~(ロ) 特定継続世帯 750円~~

~~オウ~~ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について~~1,800円~~
3,420円

~~カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額~~1世帯について~~1,000円~~

2 国民健康保険の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,990円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,650円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,300円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,415円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,025円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,050円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号前条第1項第1号中「総所得金額」「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

(国民健康保険税の減免)

第23条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 当該年の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納税義務者
 - ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）

(イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）

(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者（未就学児を除く。）が属する世帯の者のうち特別の事情があると認められるもの

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（国民健康保険税に関する申告）

第24条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以

内)に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(国民健康保険税の納税通知書)

第25条 国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第26条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、常総市税条例(昭和33年水海道市条例第13号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行し、昭和34年度分の国民健康保険税から適用する。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における~~第23条第23条~~第23条第1項の規定の適用については、同条中「~~法第703条の5~~法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「~~法第703条の5~~法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって

計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第2-3条第2-3条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第2-3条第2-3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第2-3条第2-3条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第2-3条第2-3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく

は特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び~~第2-3条~~第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、~~第2-3条~~第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び~~第2-3条~~第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、~~第2-3条~~第23条第1項中「及び山林所得」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する

場合における第3条、第6条、第8条及び第2-3条第2-3条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第2-3条第2-3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第2-3条第2-3条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第2-3条第2-3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第2-3条第2-3条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第2-3条第2-3条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並び

に特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、[第2-3条第2-3条第1項](#)中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び[第2-3条第2-3条第1項](#)の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び[第2-3条第2-3条第1項](#)において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、[第2-3条第2-3条第1項](#)中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び[第2-3条第2-3条第1項](#)の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林

所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、[第2-3条第23条第1項](#)中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条及び[第2-3条第23条第1項](#)の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と，[第2-3条第23条第1項](#)中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（廃止）

- 14 水海道市国民健康保険税条例（昭和32年水海道市条例第27号）はこれを廃止する。

（平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例）

- 15 当分の間，平成22年度以降の第23条の3第1項第3号に規定する者の国民健康保険税の減免については，同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは，「該当する者」とする。

（新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例）

- 16 当分の間，~~新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31~~

~~号) 附則第1条の2第1項に規定する~~新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) である感染症をいう。) の影響により第23条の3第1項第1号に掲げる者に該当する者であって、市長が必要と認めるものが国民健康保険税(令和元年度分 ~~及び令和2年度分~~ から 令和3年度分 までの国民健康保険税であって、令和2年2月1日から ~~令和3年3月31日~~ 令和4年3月31日 までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの(令和2年1月以前分の国民健康保険税を除く。)に限る。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

附 則 (昭和36年条例第12号)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

中略

附 則 (令和2年条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の見出しの改正規定、第4条の見出しの改正規定、第6条の改正規定(「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る部分に限る。)、第23条第1号アの改正規定(「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。)、同条第2号アの改正規定(「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。)及び同条第3号アの改正規定(「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。)並びに第23条の2の改正規定(「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改める部分及び「第3号において同じ。)」の次に「及び」を加える部分に限る。)並びに附則第16項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の常総市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

3 この条例（第1項ただし書の規定により施行する部分を除く。）による改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

◎議案第 7 1 号 常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

この条例は、国の社会保障審議会におきまして、産科医療補償制度における掛け金の見直しが図られ、その額が1万6千円から1万2千円に引き下げられる一方で、出産育児一時金の総支給額を現行の42万円に維持する方針が定められたことから、条例中に規定する出産育児一時金の額の改正を行うほか、用字の整合を図る改正を行うものです。

産科医療補償制度につきましては、分娩に関連して出生児に重度脳性まひが発症した場合に備えて分娩機関が加入する損害保険で、その掛金を被保険者が負担しなければならないことから、出産育児一時金において、掛金相当額として1万6千円を上乗せし、総額42万円を支給しております。

今回、国の社会保障審議会医療保険部会において、この掛金が1万2千円に引き下げられるとともに、現行の総支給額を維持する方針が決定されたことから、条例で定める額を40万4千円から40万8千円に改めることとし、規則で定める掛金相当額を1万6千円から1万2千円に改めることによって、従前と同様に総額42万円の出産育児一時金を支給することといたします。

○常総市国民健康保険条例

昭和52年3月26日

条例第10号

水海道市国民健康保険条例（昭和34年水海道市条例第1号）の全部を改正する。

目次 略

第1章 市が行う国民健康保険の事務

（趣旨）

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づく市が行う国民健康保険の事務に関しては、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

中略

（出産育児一時金）

第7条 被保険者が出産したときは、その者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として~~404,000円~~408,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

（葬祭費）

第8条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。~~以下「高齢者医療確保法」という。~~）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第9条 削除

(規則への委任)

第10条 この章に定めるもののほか、保険給付に関して必要な事項は、規則で定める。

中略

第24条 過料の額は、情状により市長が定める。

2 過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の水海道市国民健康保険条例の規定による出産又は死亡に係る助産費、育児手当金及び葬祭費の給付については、この条例施行後も、なお従前の例による。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(~~新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)~~に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

4～7 略

8 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

中略

附 則 (令和2年条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第 3 項から第 8 項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則 (令和 3 年条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項の改正規定及び附則第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

◎議案第 7 2 号 指定管理者の指定について

道の駅地域振興施設における指定管理者につきましては、民間事業者が有する専門的知識や経営能力を活用し、柔軟なサービスの提供及び効果的な管理運営を図ることを目的とし、常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定を踏まえ、選定委員会の審査を経て、株式会社TTCを選定いたしました。

その後、覚書を締結し、道の駅の開業に向け、市が進める設計業務等において、検討・準備に参画するとともに、市と一体となって道の駅の開業準備を行ってまいりました。

つきましては、道の駅地域振興施設の指定管理者として株式会社TTCを指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

1 選定委員会の選定理由

- ・道の駅や類似施設の運営実績が豊富であるとともに、優良な実績を残しており、安定的な施設運営が期待されること。
- ・地域特産物の活用や商品開発、情報発信に優れており、地域ビジネスの取組の実現性が高いこと。

2 株式会社TTCの会社概要及び主な道の駅等指定管理実績（令和3年10月現在）

【会社概要】	
団体名	株式会社TTC
創業	1977年5月23日
代表者	代表取締役 河越康行
所在地	静岡県熱海市上多賀686番地
主な事業内容	道の駅の運営、6次産業化ビジネス、観光土産品等の企画、開発、販売、地域創生コンサルタント事業、食のテーマパークの開発運営

【主な道の駅等指定管理実績】

- ・道の駅ローズマリー公園はなまる市場（千葉県南房総市）
 - ・道の駅木更津うまくたの里（千葉県木更津市）
 - ・道の駅なんぶ（山梨県南部町）
 - ・道の駅伊豆のへそ（静岡県伊豆の国市）
 - ・小田原漁港交流促進施設漁港の駅TOTOCCO小田原（神奈川県小田原市）
 - ・道の駅伊豆月ヶ瀬（静岡県伊豆市）
 - ・道の駅足柄金太郎のふるさと（神奈川県南足柄市）令和2年6月開業
 - ・道の駅くるくるなると（徳島県鳴門市）令和4年春開業予定
- その他多数施設あり

3 選定に係る経過等

期 日	内 容
令和2年1月22日	常総市プロポーザル実施要綱に基づき、選定委員会を設置（委員8名，アドバイザー2名）
令和2年1月27日～	募集開始
令和2年2月17日	募集説明会開催 株式会社TTCほか6者
令和2年3月6日	募集締切 株式会社TTCほか2者
令和2年3月11日	一次審査（書類審査）
令和2年3月24日	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和2年3月27日	株式会社TTCを選定
令和2年6月9日～	覚書の締結 以降，道の駅開業準備に参画

4 今後の予定

期 日	内 容
令和3年12月	指定管理に関する協定の締結予定
令和4年4月	指定管理の開始予定
令和5年3月	開業予定

◎議案第73号 字の廃止及び町の区域の設定について

三坂新田町及び三坂町地内で土地区画整理組合が施行している常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業につきましては、令和4年度中に換地処分を行う予定となっております。

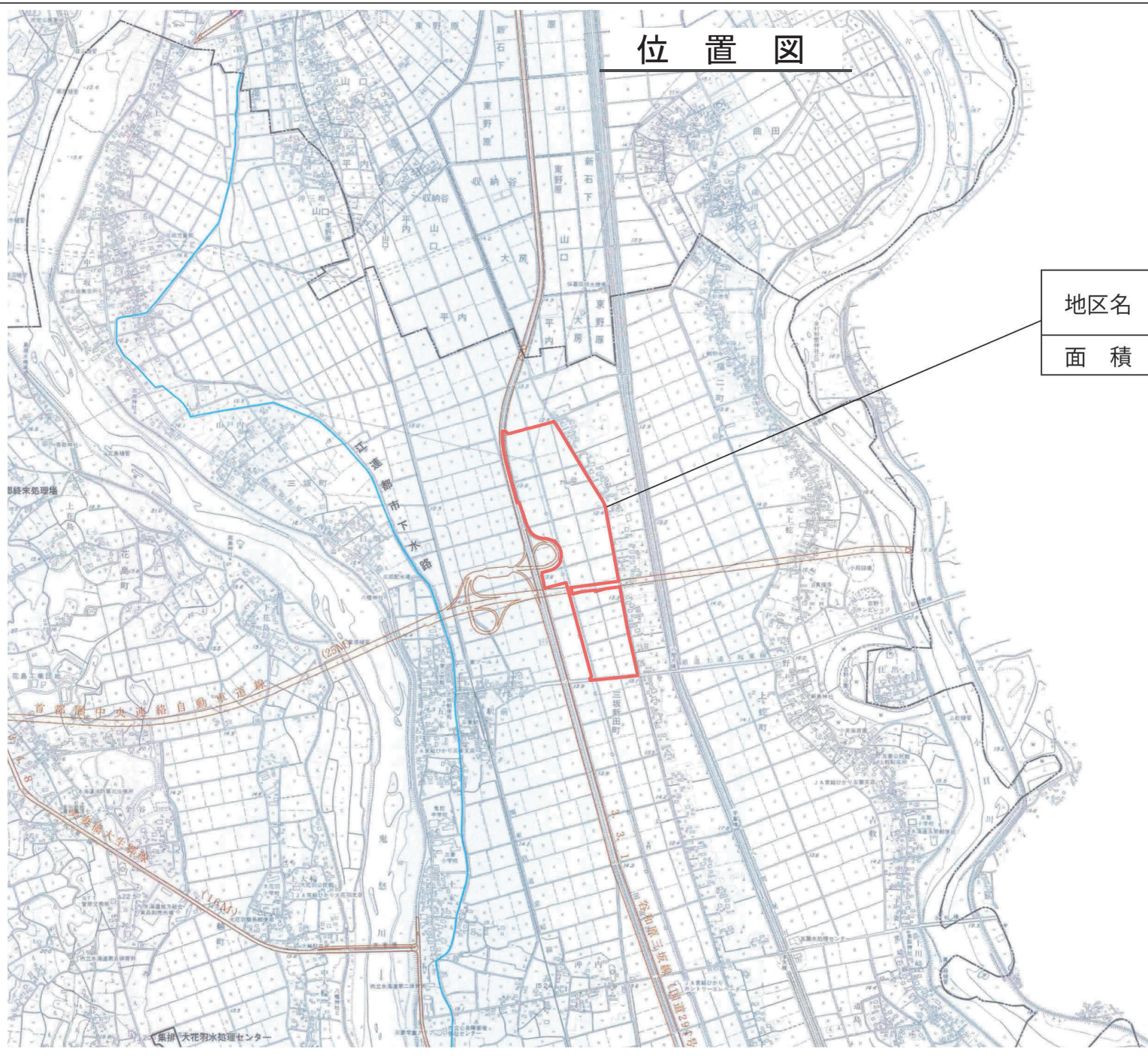
本案は、換地処分に先立ちまして、土地区画整理事業の施行区域内において、既存の字を廃止するとともに、新たに町の区域を設定しようとするもので、地方自治法第260条第1項の規定による議会の議決をお願いするものです。

新町界町名につきましては「常総市むすびまち何番地」とするものですが、既存の地番にあっては換地処分により振り直されることとなります。

なお、字の廃止及び町の区域の設定の効力は、土地区画整理法第103条第4項の規定による常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業の換地処分の公告の日の翌日から発生することとなります。


位置図

く
ば
市



地区名	常総インターチェンジ周辺地区 土地区画整理事業
面積	約 30.7 ha

（振替）大花羽水処理センター



凡 例	
	地区界
	大字界
	字界
	施行地区界に接する 区域内外の土地
	施行地区区域界の 説明
	市街化区域界

◎議案第74号 水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

水海道あすなろの里ロッジ棟及びキャンプ場における指定管理者の指定につきましては、令和3年8月定例会議において、株式会社R e c a m pを指定管理者として議決承認をいただきました。

この指定管理者の決定に伴いまして、指定管理者が定めるロッジ棟及びキャンプ場の利用料金並びに使用時間の改正を行うものです。

また、一般財団法人水海道あすなろの里が、従前より管理を行っている多目的広場については、昨今、民間事業者が主催するイベントの活用が多く、新たな市への財源の確保と、交流人口の拡大を目的に使用料を設定するものです。

料金概要

1	ロッジ棟宿泊料	8,000円から上限15,000円
2	テントサイト	3,000円から上限5,000円
3	オートキャンプサイト	5,000円から上限7,000円

民間では一般的とされている5シーズン制を新たに採用し、利用者の需要に応じた柔軟な料金を設定しつつ、現在の使用料として設定している額は、オフシーズンの料金として確保する。

4 多目的広場

半面 1時間につき500円、全面 1時間につき1,000円

これまでの民間事業者を対象としたトライアルサウンディングなどを通じて、スポーツを兼ねたキャンプやライブイベントなどの多様な使用用途が可能であり、かつ当該施設の需要が高いことが明らかとなったことから、あすなろの里施設全体を活性化し、市内の人口交流を促すと同時に、収益増にもつなげるため、新たに使用料を設定する。

また、営利等を目的とした使用の場合には、4倍の料金とする。

○水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例

昭和54年3月31日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、常総市の地形及び自然的条件を利用し、学童、一般住民及び外来者に対して自然及び農業に親しむ機会を提供するとともに、その研修、休養、教化、体位の向上及び健康増進に資するため、学童農園施設、野営場等林間休養施設、釣堀兼運動施設、学習棟施設及び体育館施設（次条において「自然休養村施設」という。）の設置並びに管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 自然休養村施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 水海道あすなろの里
- (2) 位置 常総市大塚戸町310番地

(管理)

第3条 水海道あすなろの里（以下「あすなろの里」という。）は、常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。

(開園時間及び休園日)

第3条の2 あすなろの里の開園時間は、宿泊棟、ロジ棟若しくはキャンプ場に宿泊する場合又は食堂施設を利用する場合を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

- 2 あすなろの里の休園日は、毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のときは、その翌日）及び毎年12月29日から翌年1月3日までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開園時間及び休園日を変更することができる。

(施設)

第3条の3 あすなろの里に、次の施設を置く。

- (1) 宿泊棟
- (2) ロジ棟
- (3) キャンプ場
- (4) 体験活動施設（研修棟、作業棟及び学習棟）
- (5) 体育館

(6) 炊事場（憩いの森、ロッジ棟及びキャンプ場）

(7) 屋外運動施設（テニスコート、プール及び多目的広場）

(8) 釣堀

(9) 展望風呂

(10) 食堂施設

(11) ふれあい動物園

(12) ミニ水族館

(13) その他附帯施設

（使用の許可）

第4条 ~~あすなろの里~~宿泊棟、ロッジ棟若しくはキャンプ場又は食堂施設（以下「有料許可施設」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定は、同項の許可を受けた者が~~あすなろの里~~有料許可施設の使用を中止し、又は使用の内容を変更する場合について準用する。

（使用の不許可）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、~~あすなろの里~~有料許可施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) ~~あすなろの里~~有料許可施設の管理上特に支障があるとき。

（使用許可の取消し等）

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、使用を制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこれに基づく諸規程に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 許可を受けた使用の目的又は条件に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損失が生じても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第7条 使用者は、別表別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 体験活動施設、体育館、炊事場、屋外運動施設、釣堀、展望風呂及びその他附帯施設を使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納入しなければ

ならない。

~~2~~3 使用料は、~~第1項の使用料にあつては~~使用の許可を受けたときに、前項の使用料にあつては使用の際に納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

~~3~~4 前項の規定にかかわらず、食堂施設に係る使用料の納入方法は、市規則で定める。

(使用料の免除)

第8条 市長は、官公署又は学校等がその主催する事業のために使用するとき、身体障害者等が使用するときその他公益上必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の返還)

第9条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない事由により使用できなくなったとき又は市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 あすなろの里の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者の指定手続等については、常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年水海道市条例第12号）の定めるところによる。

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条の2及び第4条から第6条までの規定の適用については、第3条の2第3項、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第3項中「開園時間及び休園日」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得てあすなろの里（ロッジ棟及びキャンプ場に限る。）の開園時間及び休園日」と、第4条第1項及び第3項並びに中「宿泊棟、ロッジ棟若しくはキャンプ場又は食堂施設（以下「有料許可施設」という。）」とあるのは「ロッジ棟又はキャンプ場」と、同条第3項及び第5条中「~~あすなろの里~~「有料許可施設」とあるのは「あすなろの里「有料許可施設（ロッジ棟及びキャンプ場に限る。）」とする。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、あすなろの里有料許可施設（ロッジ棟及びキャンプ場に限る。~~以下この条から第13条までにおいて同じ~~）及び炊事場（ロッジ棟及

びキャンプ場に限る。) (以下これらを「指定管理施設」という。)に係る次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条に規定する設置目的のための事業に関する業務
- (2) 使用の許可等に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あすなろの里指定管理施設の管理運営上、市長が必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、適正にあすなろの里指定管理施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第13条 市長は、あすなろの里指定管理施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、利用料金の納入方法は、第7条第2項第7条第3項の規定にかかわらず、指定管理者が定めることができる。

2 利用料金は、市長が公益上必要があると認める場合を除き、別表別表第1又は別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金の額を減額し、又はこれを免除することができる。

(利用料金の返還)

第15条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき、又は指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡の禁止)

第16条 使用者は、使用の許可に係る権利を譲渡し、又は使用の許可を受けた施設、設備等を転貸してはならない。

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定め

て管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、管理をしなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 使用者は、その使用が終了したとき、又は第6条第1項の規定によりその許可を取り消されたときは、使用した施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 使用者あすなろの里の施設、設備等を使用した者は、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

中略

附 則 (令和元年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例第7条の規定による使用料は、この条例の施行の日以後にあすなろの里に入園する者に適用し、同日前に入園し、引き続き同日以後現に入園している者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用の許可並びに利用料金の額の決定並びに利用料金の収受、減免及び返還に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

別表（第7条、第13条関係）

~~1 宿泊棟使用料~~

区分	料金	備考
幼児	1人1泊につき500円（4歳未満の者は無料）	午後1時から翌日の午前10時まで
小学生及び中学生	1人1泊につき1,200円	
高校生	1人1泊につき1,500円	
一般	1人1泊につき2,000円	

~~2 ロッジ棟使用料~~

区分	料金	備考
宿泊使用	1棟1泊につき8,000円	午後1時から翌日の午前10時まで
時間使用	1棟1時間につき400円	

~~3 キャンプ場使用料~~

区分	料金	備考
テント（1張）	1泊につき3,000円	午後1時から翌日の午前10時まで

~~4 和室使用料~~

~~1室1時間につき300円~~

~~5 コート使用料~~

区分	料金	備考
オールウェザーコート	1面1時間につき500円	—

~~6 釣堀使用料~~

~~1人1日につき500円~~

~~7 学習棟使用料~~~~1時間につき 700円~~~~8 体育館使用料~~

区分	料金	備考
片面	1時間につき 500円	
全面	1時間につき 1,000円	

~~9 浴室使用料（宿泊棟、ロッジ棟又はキャンプ場に宿泊する者（以下「宿泊者」という。）を除く。）~~

区分	料金	備考
幼児	1人1日につき 200円（4歳未満の者は無料）	小学校就学の始期に達するまでの者
子供	1人1日につき 200円	小学生及び中学生
大人	1人1日につき 400円	高校生以上の者

~~10 炊事場使用料（ロッジ棟、キャンプ場、憩いの森）~~

~~(1) 宿泊者（ロッジ棟又はキャンプ場に宿泊する者にあつては、宿泊日の午後1時前又は宿泊日の翌日の午前10時後に利用する場合に限る。） 1人1回につき200円（4歳未満の者は無料）~~

~~(2) 宿泊者以外の者~~

区分	料金	備考
幼児	1人1回につき 200円（4歳未満の者は無料）	小学校就学の始期に達するまでの者
子供	1人1回につき 200円	小学生及び中学生
大人	1人1回につき 400円	高校生以上の者

~~11 作業棟使用料~~~~1時間につき 500円~~~~12 ピザ窯使用料~~~~1回（3時間まで）につき 2,000円~~~~13 プール使用料~~

区分	料金	備考
幼児	1人1日につき 200円（4歳未満の者は無料）	小学校就学の始期に達するまでの者
子供	1人1日につき 200円	小学生及び中学生

夫人	1人1日につき300円	高校生以上の者
----	------------------------	---------

~~1.4 陶芸室使用料~~~~1回(4時間まで)3,000円~~~~1.5 陶芸窯使用料~~~~1回7,000円~~~~1.6 附属備品等使用料~~~~1件1,000円以内で市規則で定める額~~~~1.7 その他の使用料~~~~(1) 食堂施設 月額 100,000円~~

別表第1 (第7条, 第13条関係)

区 分		料 金	備 考
宿泊棟	一般	1人につき 2,000円	午後1時から翌日の 午前10時まで
	高校生	1人につき 1,500円	
	中学生及び小 学生	1人につき 1,200円	
	幼児	1人につき 500円	
ロッジ棟	宿泊使用	1棟につき 15,000円	午後2時から翌日の 午前11時まで
	時間使用	1時間につき 700円	
キャンプ場	テント	1張につき 5,000円	午後1時から翌日の
	オートキャン プ	1区画につき 7,000円	午前11時まで
食堂施設		月額100,000円	

備考 この表において「幼児」とは、4歳以上小学生未満の者をいう。

別表第2 (第7条, 第13条関係)

区 分		料 金
作業棟		1時間につき 500円
学習棟		1時間につき 700円
体育館	全面	1時間につき 1,000円
	片面	1時間につき 500円
炊事場 (憩いの森, ロッジ棟, キャンプ場)	大人	1区画1人につき 400円
	小人	1区画1人につき 200円
テニスコート		1面1時間につき 500円
プール	大人	300円
	小人	200円
多目的広場	全面	1時間につき 1,000円
	片面	1時間につき 500円
釣堀		1日につき 500円
展望風呂	大人	400円
	小人	200円
和室 (宿泊棟, 研修棟)		1室1時間につき300円
陶芸室		1回 (4時間まで) につき 3,000円
陶芸窯		1回につき 7,000円
ピザ窯		1回 (3時間まで) につき 2,000円
附属備品等		1件1,000円以内で市規則で定める額

備考

- 1 この表において、「小人」とは4歳以上15歳未満の者をいい、「大人」とは15歳以上の者をいう。
- 2 ロッジ棟又はキャンプ場に宿泊する者が炊事場を使用する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) ロッジ棟又はキャンプ場の使用時間内において炊事場を使用する場合
無料
 - (2) 前号以外の場合 1区画1人につき200円
- 3 宿泊棟に宿泊する者が炊事場を使用しようとする場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、1区画1人につき200円とする。

4 宿泊棟に宿泊する者が展望風呂を使用しようとする場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

5 多目的広場を営利目的で使用する場合（入場料に相当する額を徴収する場合を含む。）の使用料は、この表の規定にかかわらず、同表に定める額の4倍に相当する額とする。

◎議案第 75 号 常総市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について

近年、全国的にも風水害や土砂災害が頻発しており、激甚化する自然災害に対応するために、防災減災の観点から災害に強いまちづくりを進めていく必要が迫られています。

令和 2 年 11 月 27 日付で公布された都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令により、国からは市街化調整区域内の災害リスクの高い区域において、住宅等の開発許可を厳格化する方針が示されました。これに伴い、「常総市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例」を法令改正の主旨に沿うよう改正するものです。

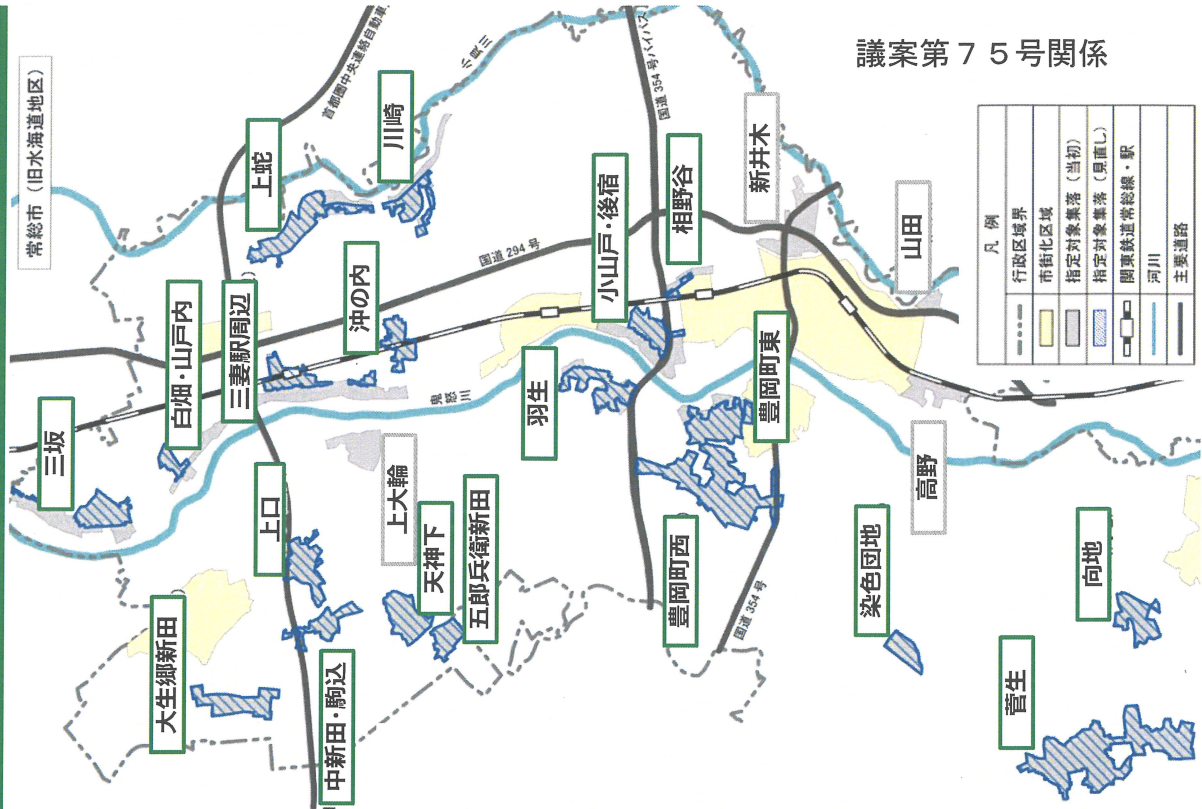
内容としては、都市計画法施行令第 29 条の 9 及び第 29 条の 10 の改正により明記された災害リスクの高い区域について、市条例第 4 条に規定する区域指定地区に含まないこととします。具体的には、想定浸水深が 3 m 以上となる浸水想定区域と、鬼怒川及び小貝川が河川氾濫した際に家屋ごと流されてしまう可能性が有る家屋倒壊等氾濫想定区域を、条例で規定する区域から除くよう改正を行います。

また、令和 2 年 3 月に県が、専用住宅の世帯分離に関する許可基準を店舗併用住宅等の併用住宅にも適用できるよう運用変更した点についても、同様に今回合わせて市の条例を改正するものです。

改正後の市街化調整区域における区域指定の配置 (案)

■ 見直された区域指定は、次のように配置予定です。

集落番号	集落名	面積 (ha)	見直し後面積 (ha)	見直し減率 (%)	一部または全部	改定の理由
11-1	高野	14.0	0	100	全部	浸水想定区域(3.0m以上)・家屋倒壊等氾濫想定区域
11-2	山田	4.4	0	100	全部	浸水想定区域(3.0m以上)・家屋倒壊等氾濫想定区域
11-3	豊岡町西	55.3	55.3	0	-	-
11-4	豊岡町東	30.5	23.6	22.6	一部	浸水想定区域(3.0m以上)・家屋倒壊等氾濫想定区域
11-5	羽生	22.3	17.6	21.1	一部	浸水想定区域(3.0m以上)・家屋倒壊等氾濫想定区域
11-6	沖の内	12.5	12.5	0	-	-
11-7	小山戸・後宿	30.1	12.9	57.1	一部	家屋倒壊等氾濫想定区域
11-8	相野谷	6.0	1.7	71.7	一部	浸水想定区域(3.0m以上)
11-9	新井木	26.4	0	100	全部	浸水想定区域(3.0m以上)・家屋倒壊等氾濫想定区域
11-10	向地	17.4	17.4	0	-	-
12-1	五郎兵衛新田	9.6	9.6	0	-	-
12-2	天神下	17.7	17.7	0	-	-
12-3	大生郷新田	18.3	18.3	0	-	-
12-4	中新田・駒込	13.4	13.4	0	-	-
12-5	上口	19.0	19.0	0	-	-
12-6	上大輪	16.3	0	100	全部	浸水想定区域(3.0m以上)・家屋倒壊等氾濫想定区域
12-7	三妻駅周辺	39.7	15.4	61.2	一部	家屋倒壊等氾濫想定区域
12-8	白畑・山戸内	14.9	5.1	65.8	一部	家屋倒壊等氾濫想定区域
12-9	三坂	34.6	16.5	52.3	一部	家屋倒壊等氾濫想定区域
12-10	上蛇	33.7	26.3	22.0	一部	浸水想定区域(3.0m以上)・家屋倒壊等氾濫想定区域
12-11	川崎	22.9	13.5	41.0	一部	浸水想定区域(3.0m以上)・家屋倒壊等氾濫想定区域
12-12	染色団地	8.7	8.7	0	-	-
12-13	菅生	75.2	75.2	0	-	-



関係第75号関係

○常総市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例

平成19年6月22日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第4項、第34条第11号及び同条第12号並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域における開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「線引き」とは、法第7条第1項に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張されたことをいう。

2 この条例において「既存集落」とは、市街化調整区域において自然的社会的条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物が連たんしているものをいい、その形態により次のように区分する。

- (1) 第1種集落 幹線道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道を除く。）に沿って発達した既存集落
- (2) 第2種集落 住宅団地であって、当該住宅団地の存する地域に係る線引きの日前に造成されたものであることその他の規則で定める要件に該当する既存集落
- (3) 第3種集落 第4条第1項各号のいずれにも該当する既存集落であって、前2号に掲げる既存集落以外のもの
- (4) 第4種集落 地形、地物等の状況により集落が拡大するおそれのない既存集落であって、規則で定める要件に該当するもの
- (5) 第5種集落 300以上の建築物が連たんしていることその他の規則で定める要件に該当する既存集落
- (6) 第6種集落 前各号に掲げる既存集落以外の既存集落

3 この条例において「専用住宅」とは、一戸建ての住宅であって、人の居住の用以外の用に供する部分がないものをいう。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第3条 法第33条第4項に規定する開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、次条第1項の規定により指定する土地の区域及び第6条第1項第1号の規定により指定する土地の区域については、これらの土地の区域が同項第2号から第7号までに規定する開発行為に係る土地の区域に該当する場合その他規則で定める場合を除き、300平方メートルとする。

(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)

第4条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当する既存集落のうち、第1種集落、第2種集落又は第3種集落のいずれかに該当するものとして市長が指定する土地の区域とする。

- (1) 当該区域のほとんどが本市の市街化区域（工業専用地域その他の規則で定める土地の区域を除く。）からおおむね1キロメートルの範囲内にあること。
- (2) 区域内の建築物が相当程度集積していること。
- (3) 区域内の主要な道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置されており、かつ、区域外の相当規模の道路と接続していること。
- (4) 区域内の排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の区域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。
- (5) 水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項の規定による認可を受けた水道事業の給水区域であること。
- (6) 道路、鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより境界を定めることができること。
- (7) ~~令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の~~原則として、令第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。

- 2 前項各号に掲げる要件の細目は、規則で定める。
- 3 第1項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、常総市都市計画審議会の意見を聴いてしなければならない。
- 4 市長は、指定をしたときは、土地の区域及び既存集落の区分を告示しなければならない。
- 5 市長は、指定をしたときは、指定をした土地の区域を示した図面を一般の閲覧に供するものとする。
- 6 第3項から前項までの規定は、指定の解除及び指定をした土地の区域の変更

について準用する。

(法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途)

第5条 法第34条第11号の規定により条例で定める予定建築物等の用途は、次の各号に掲げる既存集落の区分に従い、それぞれ当該各号に定める建築物の用途以外の用途とする。

(1) 第1種集落 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ろ)項各号に掲げる建築物並びに延べ面積が200平方メートル以下の事務所及び作業所

(2) 第2種集落 建築基準法別表第2(い)項各号に掲げる建築物

(3) 第3種集落 建築基準法別表第2(ろ)項各号に掲げる建築物

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第6条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。

(1) 第4条第1項第2号から第7号までのいずれにも該当するもの(第4条第1項第1号に該当するものを除く。)のうち、第1種集落、第2種集落、第4種集落、第5種集落又は第6種集落のいずれかに該当するものとして市長が指定する土地の区域内において行われる次のいずれかに該当する開発行為

ア 第1種集落、第4種集落又は第5種集落内において行われる開発行為であって、予定建築物の用途が建築基準法別表第2(ろ)項各号に掲げる建築物又は延べ面積が200平方メートル以下の事務所若しくは作業所であり、かつ、当該予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの

イ 第2種集落内において行われる開発行為であって、予定建築物の用途が建築基準法別表第2(い)項各号に掲げる建築物であり、かつ、その高さが規則で定める高さを超えないもの

ウ 第6種集落内において行われる開発行為であって、予定建築物の用途が建築基準法別表第2(ろ)項各号に掲げる建築物であり、かつ、その高さが規則で定める高さを超えないもの

(2) 既存集落(規則で定めるものに限る。)内において、当該既存集落が存する市街化調整区域に係る線引きの日前から土地を所有する者その他規則で定める者が、自己の居住の用に供する専用住宅(以下「自己用住宅」という。)を必要とするやむを得ない理由により、当該土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

(3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2

項第 1 号に規定する農用区域に囲まれていることその他の理由により市街地が無秩序に拡大するおそれがないと認められる規則で定める規模の集落内において、当該集落が存する市街化調整区域に係る線引きの日前に本籍又は住所を有していた者であって、当該集落内に土地を有するもの（当該土地を取得することが確実であると認められる者を含む。）その他規則で定める者が、自己用住宅を必要とするやむを得ない理由により、当該土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

- (4) 専用住宅一戸建ての住宅であって、当該専用住宅一戸建ての住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る線引きの日現に存するもの又は当該線引きの日後に法第 29 条第 1 項の規定による開発行為の許可若しくは法第 43 条第 1 項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族（過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。）が、当該専用住宅一戸建ての住宅の敷地又は当該専用住宅一戸建ての住宅の敷地に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの
- (5) 自己用住宅であって、当該自己用住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る線引きの日現に存するもの又は当該線引きの日後に法第 29 条第 1 項の規定による開発行為の許可若しくは法第 43 条第 1 項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの改築又は増築をしようとする場合（当該改築又は増築が当該自己用住宅の敷地の拡張を伴う場合に限る。）において、当該改築又は増築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの
- (6) 規則で定める集落内に存する区域であって、当該集落が存する市街化調整区域に係る線引きの日前に建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定を受けた区域内において、専用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの
- (7) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法令により土地を収用することができる事業の施行により、建築物又は第 1 種特定工作物（以下「建築物等」という。）を当該建築物等が存する当該事業の施行に係る区域から移転し、又は除却する必要がある場合において、当該建築物等の敷地面積と同程度の面積の敷地に、同一の用途及び同程度の規模の建築物等の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

2 第4条第3項から第6項までの規定は、前項第1号の規定による土地の区域の指定について準用する。

(令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物等)

第7条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物等は、~~第6条第1項各号~~前条第1項各号に規定する開発行為に係る建築物等の要件に該当する建築物等とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第 号)

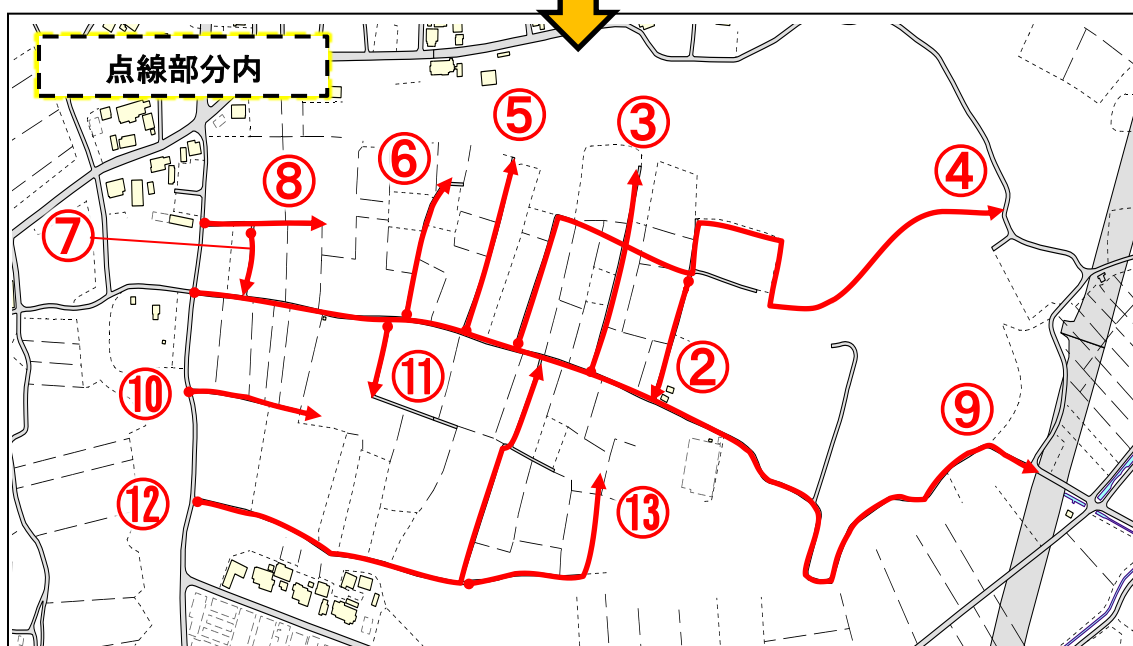
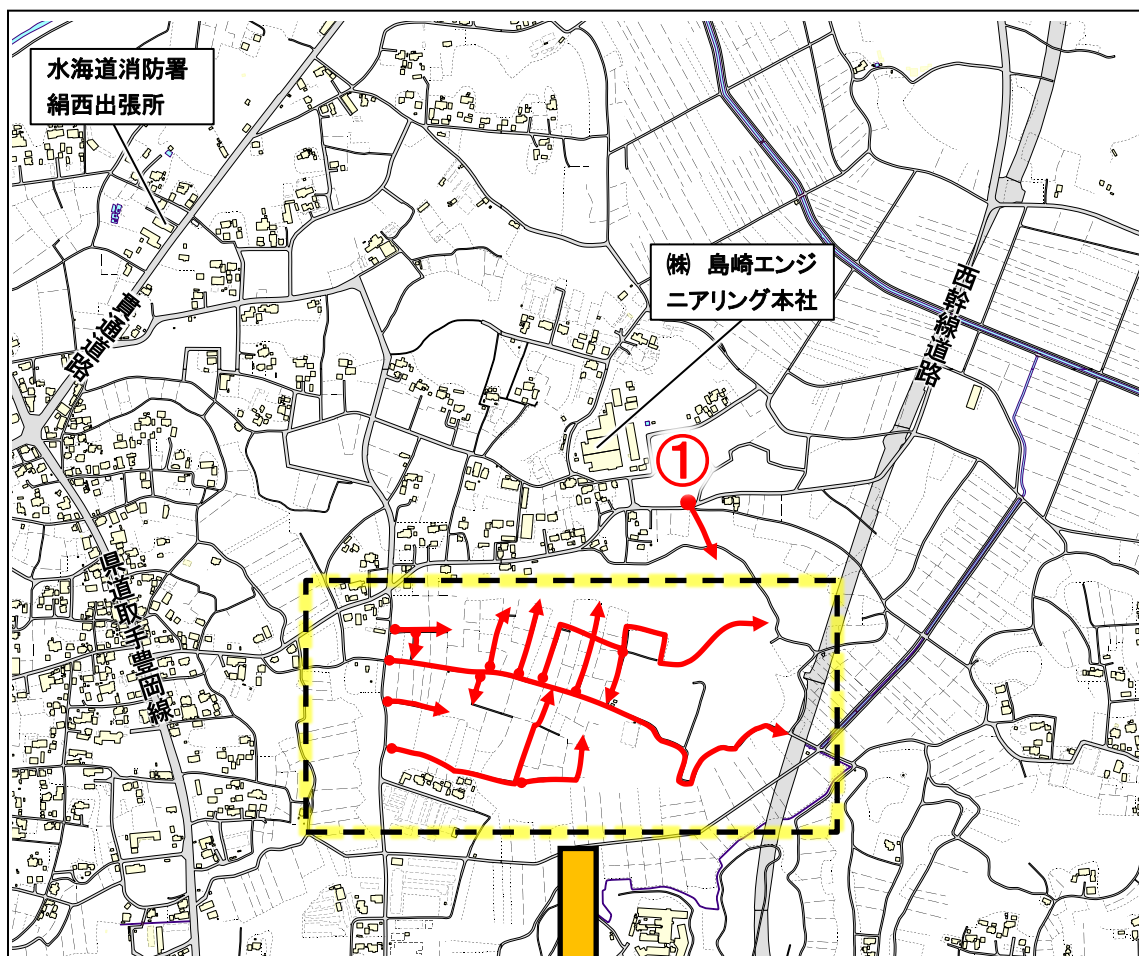
(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の常総市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第4条第1項第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

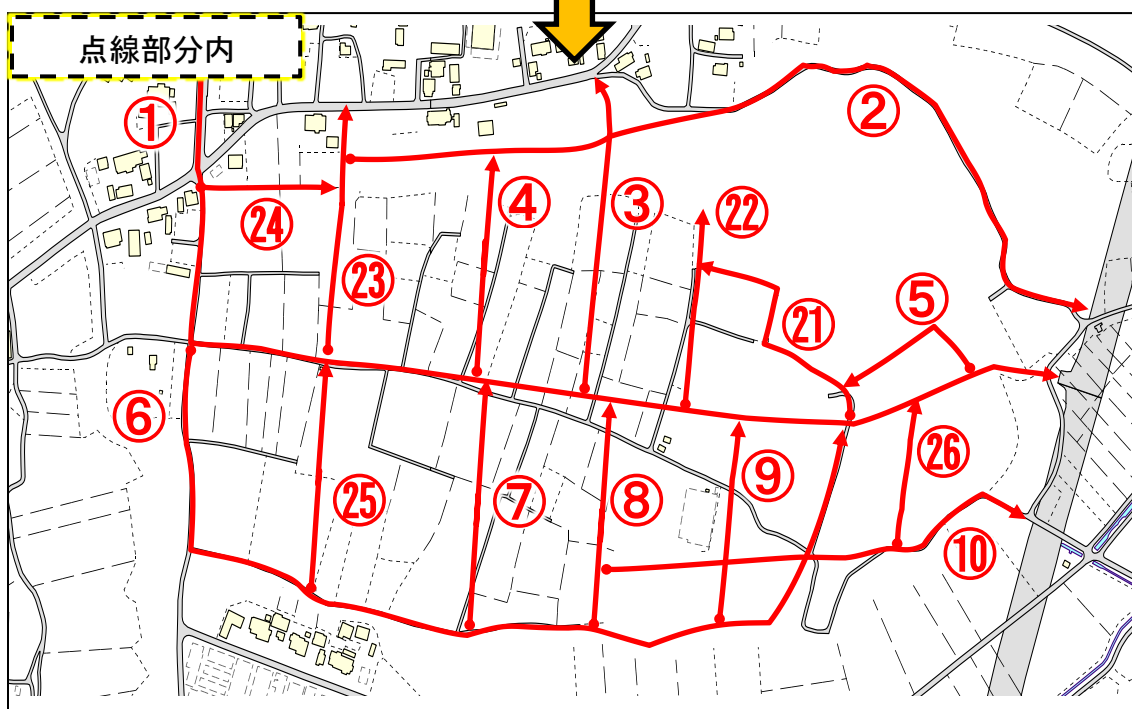
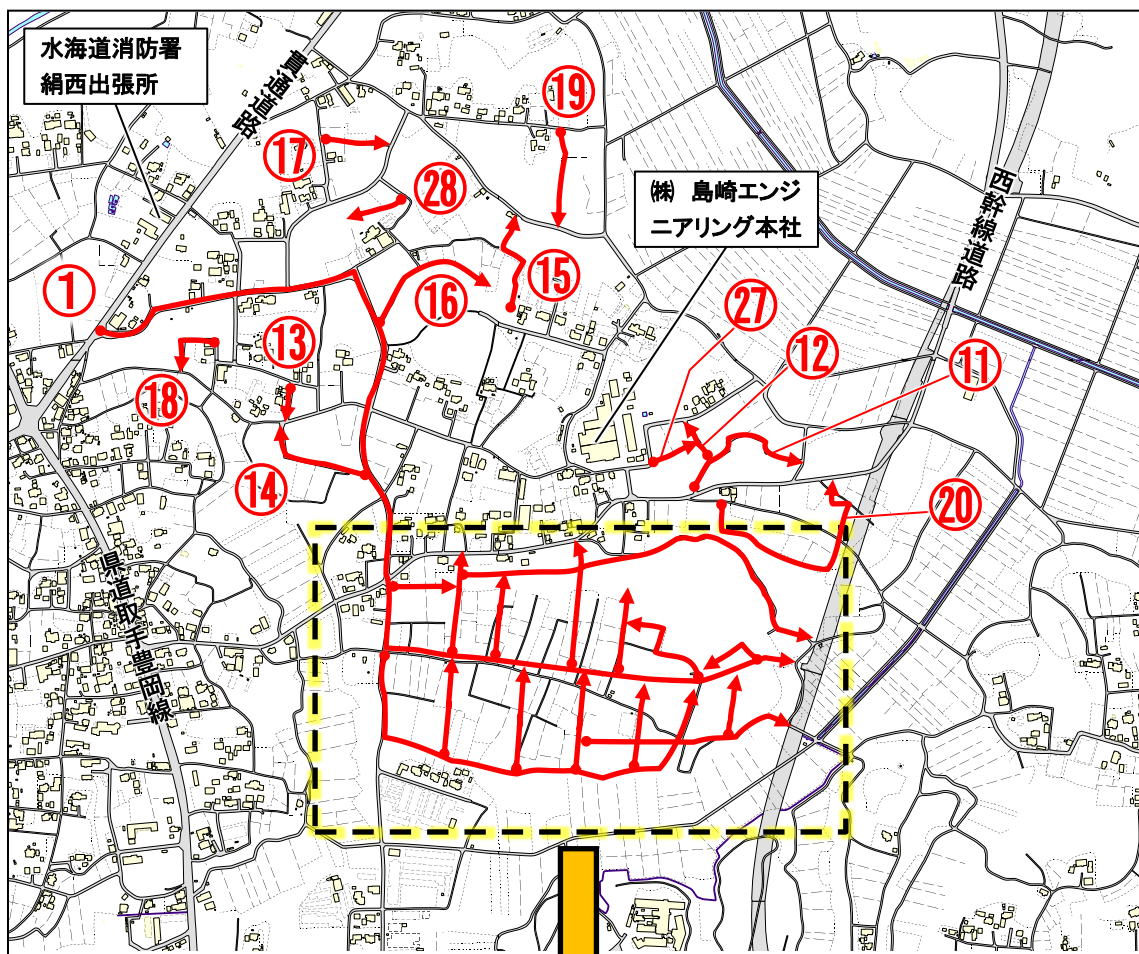
◎議案第76号 市道の路線の廃止について（3602号線）ほか12議案



議案第76号—議案第88号関係

議案番号		路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
						最大	最小
①	議案第76号	3602	菅生町2522	菅生町2505-1	130.19	1.80	1.80
②	議案第77号	3777	菅生町2694-1	菅生町2680	109.72	2.20	2.20
③	議案第78号	3778	菅生町2702	菅生町2711	155.59	2.00	2.00
④	議案第79号	3779	菅生町2705	菅生町2612	545.52	3.00	0.90
⑤	議案第80号	3780	菅生町2723	菅生町2729	126.03	1.80	1.80
⑥	議案第81号	3781	菅生町2725	菅生町2745	98.05	1.80	1.80
⑦	議案第82号	3782	菅生町2757	菅生町2756	49.12	1.80	1.80
⑧	議案第83号	3783	菅生町2758	菅生町2763	96.20	1.80	1.80
⑨	議案第84号	3796	菅生町2282	菅生町2839	759.69	3.00	2.20
⑩	議案第85号	3797	菅生町2286	菅生町2293	88.30	1.80	1.80
⑪	議案第86号	3798	菅生町2299	菅生町2304	92.23	1.80	1.80
⑫	議案第87号	3799	菅生町2238	菅生町2320	386.72	1.85	1.80
⑬	議案第88号	3800	菅生町2223	菅生町2327	168.32	1.80	1.65

◎議案第89号 市道の路線の認定について（6008号線）ほか27議案



議案第89号—議案第116号関係

議案番号		路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
						最大	最小
①	議案第89号	6008	菅生町3154-1	菅生町8834	1785.00	22.18	7.00
②	議案第90号	6009	菅生町8878	菅生町2411-2	714.00	5.00	5.00
③	議案第91号	6010	菅生町8861-2	菅生町8871	229.00	5.00	5.00
④	議案第92号	6011	菅生町8863	菅生町8877	158.00	5.00	5.00
⑤	議案第93号	6012	菅生町8835	菅生町8826	114.50	5.00	4.00
⑥	議案第94号	6013	菅生町8767	菅生町8811	747.00	5.00	5.00
⑦	議案第95号	6014	菅生町8789-2	菅生町8784	162.00	5.00	5.00
⑧	議案第96号	6015	菅生町8795	菅生町8786	141.00	5.00	5.00
⑨	議案第97号	6016	菅生町8812	菅生町8805	137.00	5.00	5.00
⑩	議案第98号	6017	菅生町8795	菅生町8823	351.00	5.00	5.00
⑪	議案第99号	6018	菅生町8960	菅生町8980	247.00	4.00	4.00
⑫	議案第100号	6019	菅生町8972	菅生町8970	74.00	4.00	4.00
⑬	議案第101号	6020	菅生町3186-1	菅生町8905	60.00	5.00	5.00

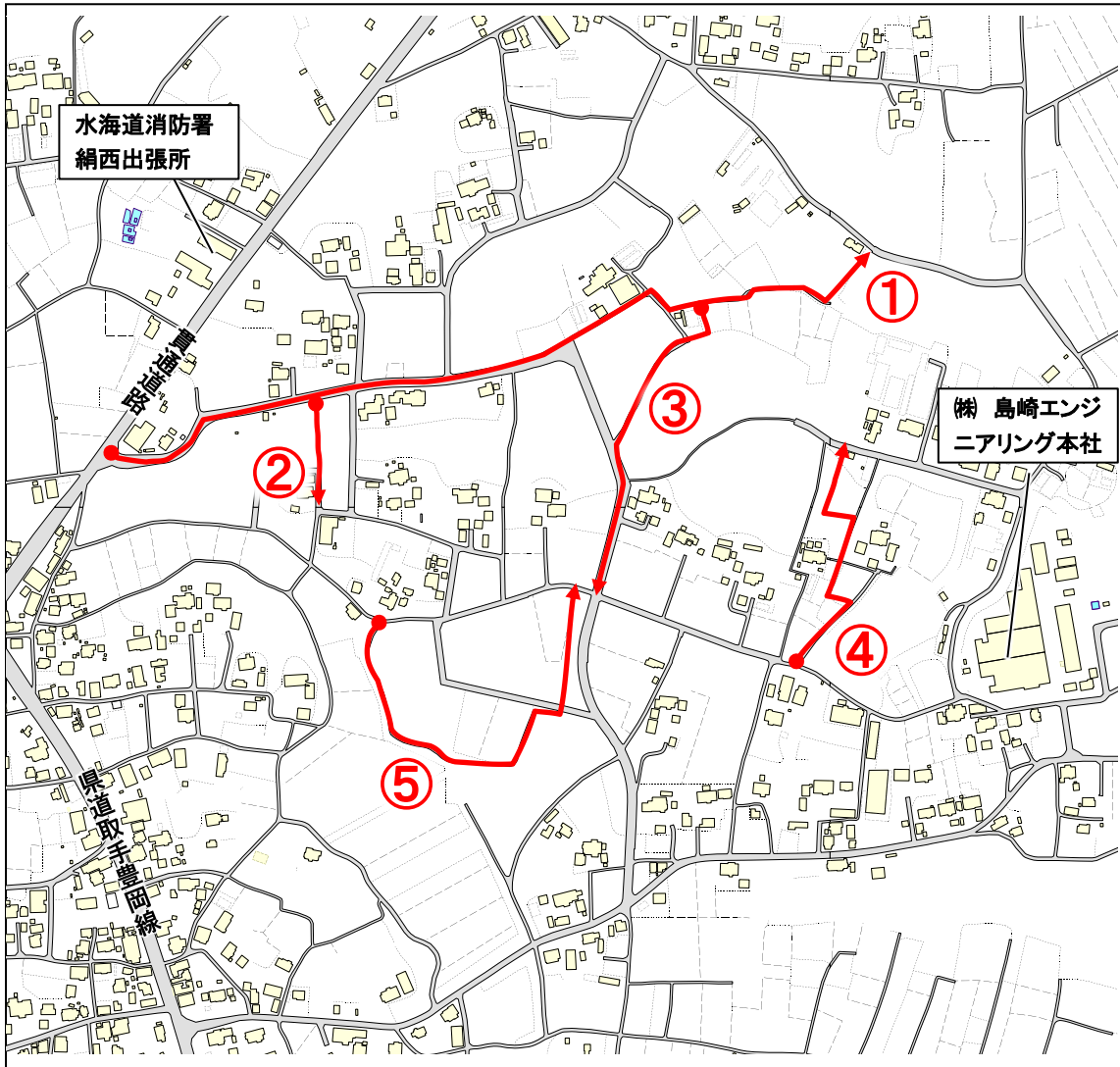
議案第89号—議案第116号関係

議案番号		路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
						最大	最小
⑭	議案第102号	6021	菅生町8908	菅生町2869-1	196.00	5.00	5.00
⑮	議案第103号	6022	菅生町3701-2	菅生町7843-1	207.00	4.00	4.00
⑯	議案第104号	6023	菅生町9037	菅生町9032	243.00	5.00	5.00
⑰	議案第105号	6024	菅生町9019	菅生町9023	110.00	5.00	5.00
⑱	議案第106号	6025	菅生町8992	菅生町3166	100.00	5.00	5.00
⑲	議案第107号	6026	菅生町3587-1	菅生町9058	154.00	3.00	3.00
⑳	議案第108号	6027	菅生町2475	菅生町8954	411.00	4.00	3.00
㉑	議案第109号	6028	菅生町8826	菅生町8856	200.50	4.00	4.00
㉒	議案第110号	6029	菅生町8856	菅生町8858-1	131.00	4.00	4.00
㉓	議案第111号	6030	菅生町8884	菅生町2766-1	152.00	4.00	4.00
㉔	議案第112号	6031	菅生町8894	菅生町2766-1	117.00	4.00	4.00
㉕	議案第113号	6032	菅生町8777	菅生町8769	147.00	4.00	4.00
㉖	議案第114号	6033	菅生町2640	菅生町8816	99.00	4.00	4.00

議案第 8 9 号—議案第 1 1 6 号關係

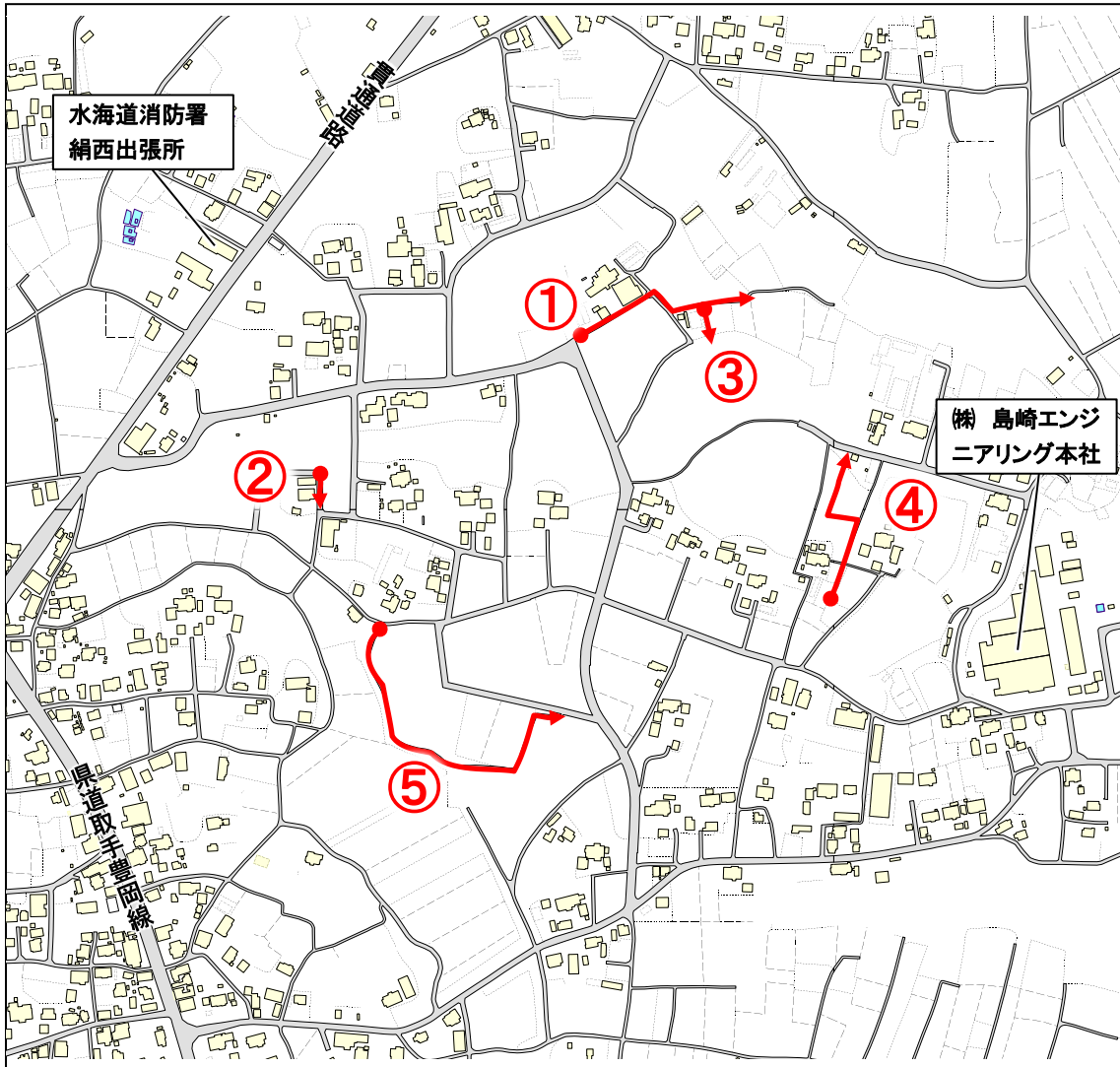
議案番号		路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
						最大	最小
②⑦	議案第115号	6034	菅生町8965	菅生町8970	77.00	4.00	4.00
②⑧	議案第116号	6035	菅生町9010	菅生町3213-2	92.00	4.00	4.00

◎議案第117号 市道の路線の変更について（3592号線）ほか4議案
変更前



議案番号		路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
						最大	最小
①	議案 第117号	3592	菅生町 3154-1	菅生町7843	772.03	6.50	2.15
②	議案 第118号	3593	菅生町3168	菅生町3195	106.03	2.00	2.00
③	議案 第119号	3596	菅生町3785	菅生町3799	280.64	4.00	2.70
④	議案 第120号	3598	菅生町3811	菅生町3711	290.60	2.75	1.50
⑤	議案 第121号	3614	菅生町3007	菅生町2863	404.54	1.90	1.50

変更後

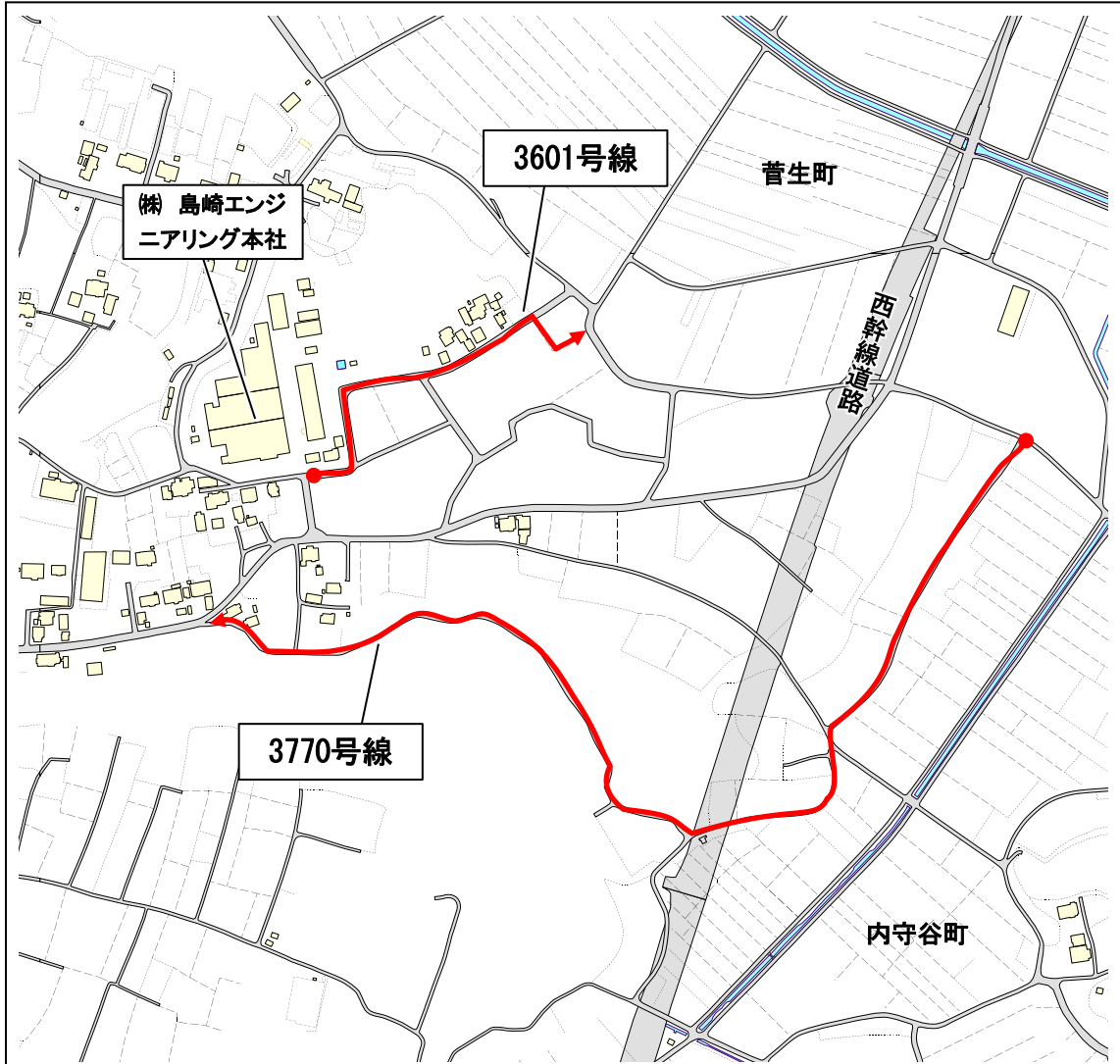


議案番号	路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
					最大	最小
①	議案 第117号	菅生町 3785-1	菅生町3631	174.00	3.30	2.40
②	議案 第118号	菅生町 3169-2	菅生町8993	37.00	5.00	5.00
③	議案 第119号	菅生町 3785-1	菅生町3784	30.00	2.80	2.40
④	議案 第120号	菅生町8936	菅生町3766	175.00	1.80	1.50
⑤	議案 第121号	菅生町3007	菅生町2874	287.00	1.90	1.50

◎議案第122号 市道の路線の変更について（3601号線）

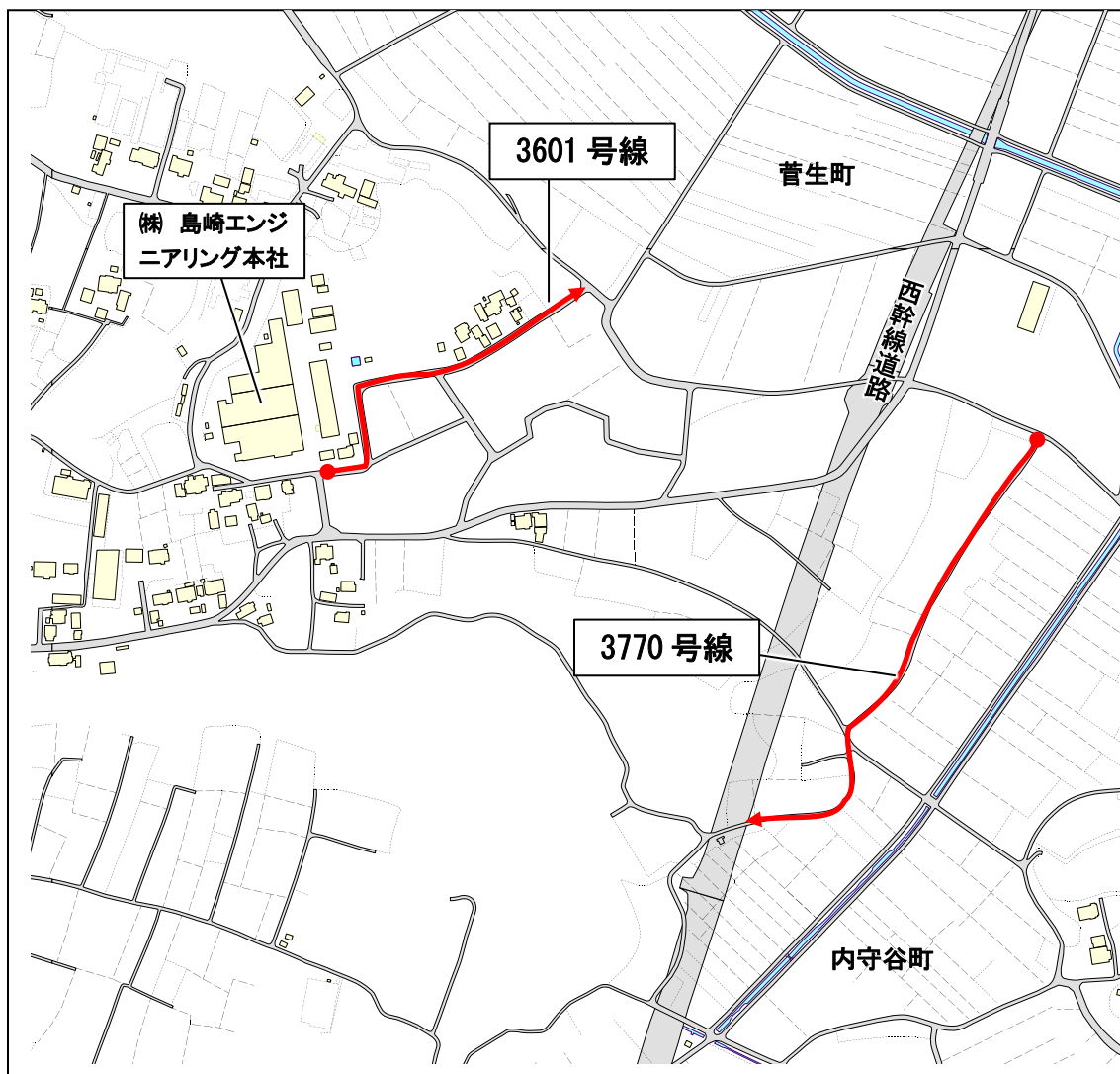
◎議案第123号 市道の路線の変更について（3770号線）

変 更 前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
3601	菅生町2540	菅生町3897	323.01	3.30	2.30
3770	菅生町2439	菅生町2546-1	956.97	4.00	2.40

変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
3601	菅生町8965	菅生町8984	304.00	5.00	5.00
3770	菅生町2439	内守谷町6210-1	430.00	3.50	2.40

◎議案第124号 市道の路線の変更について（3795号線）

変更前



路線名	起点		終点	
3795	菅生町2822		内守谷町6864	
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）	
	863.06m	8.75m	2.40m	

変更後



路線名	起点		終点	
3795	菅生町1879-1		内守谷町6864	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	600.0m	8.75m	2.40m	